

残留農薬等基準と
農薬登録等の同時設定について（案）

1 残留農薬等基準と農薬登録等の同時設定の流れ

別添のとおり。

2 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
の開催予定について

食品安全委員会におけう審議及び農林水産省への申請などの状
況を考慮し、2ヶ月毎に定例日を設け、審議を行う。

農薬の登録(新規及び登録拡大)と残留基準設定の流れ

